

第13回産業福祉常任委員会会議録

平成23年11月28日(月)

開会 午前10時05分

閉会 午前10時50分

会議に付した事件

1. 緑清荘施設の指定管理者の候補者選定について
 2. その他
-

出席委員(7名)

委員長	村島健二	副委員長	澤田伸幸
委員	田中誠	委員	加藤健次
委員	勝又武司	委員	池下昇
委員	前中康男	議長	村尾富造

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

副町長	宇野 充	総務課長	島澤 栄一
産業課長	斉藤 敏美		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	柏木 繁延
主任	鈴木 由美子

開会の宣告

村島委員長

第13回産業福祉常任委員会を開催したいと思います。

村島委員長

緑清荘施設の指定管理者の候補者選定について、説明をお願いします。

副町長

緑清荘の指定管理者の候補者選定についての説明ということでございます。こういう機会を与えていただきましてありがとうございます。逆にこちらの方から説明をしなければいけなかったと反省をしているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

お手元に2枚の資料があると思います。公募関係が終わりまして、今現在2社の公募が来てございます。それをもちまして11月30日13時から2社のプレゼンと言いますか、説明を30分間の時間を与えて説明していただきました。我々選定委員会を設置しておりまして、選定手続きに関します条例施行規則がございます。選定委員の構成でございますが、副町長、教育長、総務課長、その他町長が必要と認める者をもって組織するというところで、現在は町長部局の課長を委員に据えてございます。町民課長、保健福祉課長、産業課長、建設課長で、先ほど言いました、副町長、教育長、総務課長を入れまして7名の委員で審査するということになります。審査方法でございますが、例年こういうことでやっておりますが、こういった選定基準ということでそれぞれ5項目、それに審査の視点ということでそれぞれからと細かく分けておりまして、疑問と思われるところを本人との聞き取り調査でやっております。それが終わりましたら、委員が次のページの採点表に点数を書いて、点数で合否を決めるということになってございます。1～5までであるのですが、今回、3の「施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減」ということがありますが、その中の審査項目(2)の「町に支払う管理経費の縮減が図られているか」とありますが、管理費を払わないということでございますので、20点マイナスいたしまして、一番表の最後にあります110点満点をもって審査するようになってございます。点数に表れない、いわゆる人と人との関係でございますので、第一印象あるいはやる気の雰囲気等々が点数に表れるところもありますし、表れないところもありますが、厳粛に審査をしていきたいと考えてございますので、どうぞご理解いただきたいと存じます。以上でございます。

村島委員長

ただ今、副町長から緑清荘の指定管理者の候補者選定について説明がございましたが、何がございませんか。

加藤委員

ここに掲げられている中で、基本的に全ての項目が非常に大切だという中で選定されていくわけで、その採点表の中で点数の持ち分というのが、むしろ重点的な項目として取り上げていくのだろうと思うわけでありまして、今言われました、「町に支払う費用」云々というところの20点、この部分は除外になりましたよと。この110点で採点していく中では、他の部分のウエイトが4番目の「施設管理を安定して行う人的能力」こういう部分が非常に大きくなるという部分があるわけでありまして、それから地域の活性化や、5番目の部分だとか、そういう部分などの総合的な環境の中で、単純にこの20点削減して110点ですよという中で採点を行った時のウエイトの考え方と言いますか、この辺について基準では載っていますけども、言葉の中で実際に

管理者と会ったの雰囲気だとかいろいろなことは、当然それぞれの審査委員の考え方が考慮されるものだと思いますが、その中で副町長自身が、今回の選考の中で特にこういうところがポイントだというものがあれば。

副町長

私はこの審査にあたって一番重点的に考えたいのは、もちろん地域の活性化が図られるのは念頭にありますが、健全経営をやっていただけるのか。それから今回、藤野さんという今までやってこられた方が辞められて、新しくなられるわけですから、変化と言いますか、新しい風を吹かせていただけるのか。期待もあるのですが、不安もあるところがございますが、いろいろ聞き取りをしながら今後の営業運営等々、事細かに聞き取りをやっていきたいと考えてございます。その人がどのようにこの地域に貢献してくれるのかというのが最終目的でございますので、その辺を重点的に聞いていきたいと私は思います。

加藤委員

今回は5年ということで募集をかけているのか。

副町長

3年ということでやっております。

前中委員

候補者選定について、大きく5つの採点基準を設けているのですが、その中で4番目の「施設管理を安定して行う人的及び資産能力を有しており又は確保できる見込みがある」というところで、この項目に対しての採点配分が、全体の5項目の中で点数ウエイトが高く35点と。今お聞きしたところでは、指定管理者の選考委員は全て行政サイドで努められるということなのですが、従来であれば民間の経営ノウハウを持つだとか、企業会計士の資格を持つだとか、そういう判断ができる委員さんも入って良いと思うんですけども。今回のこの点数配分の中で、この部分が一段と高くなる、そういう経営判断をしなきゃならないのですが、それについてやはり専門的な知識等をどのように上がってきた中で判断するのか。そこら辺、あまりはっきりとは言えないと思うんですけども、結構重要なポイントだと思うので、その辺も考えがあるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

副町長

個々の会社の経営判断の関係でありますけども、事前に会社会的な納税、定款等々、それから各種証明書、人員の配置の書類審査、これから3年間の収支予算書を付け足したりしておりますので、その辺の事務的な書類的な審査も先般11月21日に同委員の中で、事前に書類を渡しながら審査したところがございます。委員がおっしゃるように、会計士がいるわけではございませんけれども、それぞれの立場での審査を適切に行っていると考えているところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

前中委員

もう一つ、その点と関係すると思うんですけども、行政からのインセンティブ、事業計画の中に今後どのような、今回の緑清荘は宿泊施設ということで、ちょっと特色性はあると思うんですけども、そのインセンティブの問題。ここにはあまり点数的なものとして無いとは言えないんですけども、はっきりしたものが無いので。その中で3年契約で実施すると。もっと未来的に10年スパンであれば町内雇用だとか、その安定的な雇用で働いている人の安心感というのも加味できるんですけども、3年という契約ではなかなか雇用者の実態は見えてこないのかなと思います。その辺の話はできるのでしょうか。できなければできない。できるのであればできると。その辺お聞かせいただきたいのですが。

副町長

その指定管理の期間につきましては、いろいろ町村によって違うかと思えますけれども、当初5年ということも考えてございましたが、なかなか今までの緑清荘の実態を見ながらいきますと、リスクが高いのではないかと考えまして、まずは3年に切って指定管理をして、徐々に5年あるいは10年というのがあるのか、今後わかりませんが、今回はそういうことも考えながら3年間と考えさせていただいたところでございます。

前中委員

現状の従業員の体制をどうのこうのということは考えない中で、指定管理の選考基準に上げると捉えてよろしいのですか。

副町長

現在働いていらっしゃる方の関係かと思えますけれども、当然質問の中には今まで働いている方の今後のあり方も質問事項の中に出てくると思います。ただ、人によっては今回はと言う人もいますかと思えますけれども、基本的には清里町内に住んでいる方を従業員にということに原則しておりますので、質問の中では今まで働いていた従業員の処遇と言いますか、その辺も聞き取りをしていきたいと考えております。

勝又委員

今、地元の雇用は原則ということで、要項で謳っている限りでは地元雇用の拡大としか書いていないわけで。この話が持ち上がって、私はよく緑清荘に風呂に入りに行くわけですけども、やはり今働いている方が経営者が変わるということで、今後も使ってもらえるのか懸念しているところで。そんな中で、採点表もそうなんですけども、実際にはどれも項目ごとに5点の評価の中で、その積上げが110点満点という形の中で、実際に指定管理をしていくという部分で、指定管理の目的というものに則った時に、一律そういうような形で点数を5点の配分の中でやっていくのもいかなものかなという感じもするわけです。その中で主となるような、民間の力を借りてサービスの向上をするとか、いろいろ指定管理の目的があるわけなんだけども、やっぱりうちの町にとって指定管理にする部分で、どういうことに重点を置いて進めていくんだと。それは緑清荘に限らず、パパス、道路の管理とかも含めてそうだと思うんですけど、そういうようなことがきちっと評価されるような形で選定を進めていっていただければ良いのではないかなと思います。

それともう1点なのですが、今までG P Kの藤野さんが緑清荘ができた当初からずっと長くやられていたんですけども、そういう部分では途中から町が指定管理に変更して、プラスだった面とマイナスだった面という部分も、きちっと検証した形の中でそれが生かされるような形で、今後の執り進めが必要じゃないかなと思います。それらについて、町の考えを聞きたいと思います。

副町長

まず地元の関係でありますけれども、応募要領の中にも記載してございますけれども、町内に事務所もしくは事務所を設置予定、従業員は清里町に居住することと書いてありますので、その辺はそれで整備されていくかと思えます。あと、藤野さんが長くやられていて今回手を挙げなかったわけですが、委員おっしゃるように藤野さんの時の反省を踏まえながら、今後何十年もやってきたわけですから、その辺の反省を踏まえながら、今後の参考にしながらいきたくて考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

勝又委員

僕が言っているのは、新たな人は当然住んでもらうということで良いのだけでも、今まで働いている人なんだよね。懸念している部分は、新しい管理者に強制的に使えとは言えないにしても、今まで長年働いている方もいるわけで、中には年配の方でこれを契機にという人の話も聞いていますけども、これからも働きたいと言う若い方もいるわけですから、そこら辺についてはどういう形でいくのですかということなのですが。

副町長

町といたしましては、今まで雇用されていた方が希望するのであれば使っていただけるように願ひする。それまでだと思いますので、その辺はしっかりと私の方で責任を持って願ひしていきたくて考えております。

加藤委員

雇用の問題も大切な部分だと思うのですが、一番は経営を安定的にきちっとしてくれること、そしていんな問題であったサービス関係、あるいは事業としての展開がきちとなされるといふことがまず大前提だろうと。こういう中で、今回3年間の指定管理の中で委託費は一応払いませんよとなっているわけですが、なっているわけですが、そのリスク項目の中に、単費における経費、すなわち電気代、燃料代、水道代、この3点については基準単価を10%超えたら折半しますよという項目があるわけでありまして、今回契約をする段階において、この単価をどういうふうに設定しているのか。このことがものすごく大きなことで、少なくとも燃料は非常に大きく変動する。水道に関してはそんなに大きな変動は無いわけですが、電気、燃料の関係について、今までのデータを基にその平均値でいくのか。あるいは今までの最高に高い所を見据えていくのか。これによって委託費は町からは出しませんよと言いながら、このリスクの展開によっては出していくという形になっていかざるを得ないのか。この時に本当にこの3点だけなのか。あとの他の項目については、一切いかなることがあっても出さないということに理解して良いのかどうか。この辺についての考えは。結果として契約はゼロでしたが、単費についてはそれぞれの項目について、これについてはこう出しました、これはこう出しました、ということになっていくと、

どうなんだという話にもなり兼ねないので、この辺についての基本的な考え方について、あるいは単価設定について、今一度お知らせを願いたいと思います。

副町長

要領にもあるのですが、今の委員の電気料、燃料費、水道料につきましては、それぞれ会社が提示された基準単価に対しまして10%を超える増が生じ、年間累計で赤字になった場合は、その10%を超えた赤字額について、町と会社で折半しますと記載されています。また、具体的に大きな修繕、それがどれくらいだということもあろうかと思いますが、大規模修繕が出てきた場合については、やはり町の方で大家として直す場面もあろうかと考えております。

加藤委員

今回契約するにあたって、その選考するにあたってその基準単価、どの単価で設定されていくのかってことですよ。今までの現状の中で一番高い単価でいくのか、過去3年なり5年なりの単価を平均化してやっていくのか。この辺によって数字はものすごく変わるので、そのことが結果として自動的に、これからこの燃料、電気については下がっていく要素が全く無い環境の中で、今この時点での設定単価って言うのは、ものすごく重要な意味を示すと思うのですが。

副町長

指定管理の期間は3年と定めておりますけれども、毎年毎年、契約する時に事前に契約するわけで、その時の提出された単価を基に判断すると考えております。ですから今契約しますから、23年度末の単価でいくのではなくて、24年は24年、25年は25年の単価表示をいただいて判断するとなっております。

加藤委員

意味はわかるのですが、基本的には出しませんよということなのですよ。基本的には。と言うことは今年度の単価をいくらにするか、そのことは当然決まっているでしょ。その数字はどういう形で出していくのですかってことなんですよ。24年は24年の3月の時点の数字なのか、いつの時点の数字なのか。それでいったら3年間と言いながら、毎年単価設定が変わっていくということですか。その辺の整理。例えばリッター100円で契約してきましたと。1年間の燃料費が10%以内であれば良いのですが、それが今年度120円になったとしたら、その10円分については5円、5円を出し合っこしていく。それで今年は良いかもしれないけども、来年はどの単価で設定するんだって言うこと。120円が単価だとしたら、今回決める基本的数字のその部分は最初から受ける方はのんでくれるのですかって言うこと。何だか単価設定の金額が非常に大きな問題をきしてこないのかなと思うのですが。

副町長

今、申し上げましたとおり、年度前に単年度契約しますので、その時の3月の実勢単価と考えてございます。それで判断して、その後10%を超えるような変動があった場合に、差額を折半でと考えております。

加藤委員

それでいくと、今年は最初に契約してOKだよと。来年度、3月の単価が今年度比べて例えば120円だったと。そうすると、その120円が基準だということで良いということなんですね。要するに、今年は100円だった単価が来年は120円になったと。23年度分については10円分を町と業者が折半して、町も5%出しますと。それは良いのですが、24年度は3月が120円だったら120円の設定でいきますよと。それは100円から120円になった分は、町は関係ありませんよという判断でいくってことで良いんですね。

副町長

その単年度、単年度の実勢単価で予算を組んでいただいて、プラスマイナスゼロ、あるいはプラスかもしれませんけれども、そういったことで出していただいて、あくまでも実勢単価です。ですから120円を出していただいたら、120円でプラマイゼロの予算を出してくれば良いわけです。簡単に言えば、120円から130円に上がりましたとか、140円に上がりましたという時に10%以上上がった場合については折半しますということです。だから年々下がる場合もありますし、上がる場合もあるかと思います。

加藤委員

最後に確認しておきます。単費のそれぞれの項目についてはそれで良いです。でも、基本的契約はあくまでも町からは委託費は払わないということが原則なので、それで120%にそれぞれの項目が上がって、収支がマイナスだという予算書が出てきても、マイナス予算書に対する補填は無いということで理解して良いんですね。それぞれの3つの項目あるいは大規模修繕等、修繕はクリアされて終わっちゃうことだから良いです。基本的に3年間の契約に関しては、町は委託費は払いません。但し、この3項目については大きな変動、10%以上超えた分については町と業者は折半します。その項目は単年度でやっていきますという意味合いはわかります。でも、次の年、次の年にその燃料代や電気代が大幅に上がって、マイナス決算にしかありませんという事業計画書が出てきた時に、あくまでも燃料代の部分に対する、その3月時点の設定の1割を超えた部分に対する折半だけしか出しません。計画書に上がってきて、例えば200万のマイナスにどうしてもなるってなっても、その部分に関しては出しませんということで、きちっと了解して良いんですね。

副町長

今、言ったとおりでございます。10%を超える場合には、年間累計で赤字になった場合についてはその10%を超えた赤字額について折半すると。但し、この間において物価の変動により使用料の見直しを行った場合についてはこの限りではありません、と但し書きがあるのですが、これは47年、48年のオイルショックのような大きな変動があった時には、また協議しなければならない場面もあるかと思います。ただ、今言っている一般的な変動については、単年度契約の時の基礎額を基にやっていきたいと考えてございます。

加藤委員

この時点であれなんですが、この売上げの部分も10%も同じようなことで折半すると言うよ

うな項目もあったわけですが、事実上委託費を払わないと言いながら、こういう形の中では収入の部分、費用の部分で言ったら、本当に民間の企業努力、あるいはその経営能力が実際に本当に出てくるのだろうかという心配がある。私は、そのプラスマイナスがどうのこうのではなくて、清里にある緑清荘が将来にわたって有効に運営されていく、そして皆が喜ぶような環境で維持していくために、やっぱり最大限していただかないとならないわけですから。そういう環境の中での運営方法について、今回、完全に民間の環境になっていくわけですから、先ほど勝又委員も言われていましたが、いろんな形の中で長所と欠点、今までとは違った環境の中で口出しできるもの、できないもの、言葉が悪いかもしれませんが、逆に民間に任せるなら全て任せてやっていくというスタンスがきちとなければならない。その選考を今回するという中では、ものすごく大きなウエイトを占めているわけであります。今までみたいにスタートしてからちょっと呼んで協議して、これはああしてこうしてと言う話ではないということです。その辺を十分検討した上で、最善の管理者を選んでいただきたいと思います。

副町長

加藤委員さんからいただいたご意見を参考に、厳正に審査をし、指定管理者を選定していきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

勝又委員

最初の説明の中で11月30日にプレゼンがあるということで、今までやってきた内容も聞きましたけども、加藤さんが言われたように、どういようなことをこれからしていくんだということ、このプレゼンテーションというものが大事になってくると思う。また、新規や魅力的な提案とか、サービスの向上と言った部分で、そういうものを含めた時に将来にわたって今回は3年、その人がこれからずっとやれば、また何年と延びていくわけなんですけど、将来的に安定してやってもらうためにも、きちっと最初の段階の審査って言うのはちょっと厳しいかなと思ながらも、そういうことで進めていかないと、なかなか町としてゆるくない部分がでてくるのかなと、そのように感じるわけなので、よろしくお願したいと思います。

池下委員

大きなところは今、他の委員の方がおっしゃったので、これ以上は聞かないようにしたいと思いますけど、ただ、儲かっても損しても50%・50%って言うのは、町として一切変える気は無いとこちらは理解して良いのですか。10%超えた額に関して、黒字になっても50%、赤字になっても50%。このパーセンテージと言うのは、いつからこのように決まったのか私はちょっとわからないのですが、このパーセンテージを町側は変えないと捉えて良いのですか。

副町長

今回、いろいろ他町村でも、それから民間でもやっているところでございますが、このパーセンテージについてはいろいろとあろうかと思いますが、今回は50%・50%でやらせていただきたいと思いますと考えております。絶対に変えないと言うことではございません。今回は50%でやっていきたいと思っております。

池下委員

20年来、藤野さんがやってこられて、最近良く耳にするのは、利用者に対するサービスがこの辺がどうも十分では無いと言う声をすごく聞きますので、新しい管理者に本当のサービス、町の人も他町から来られた人も十分満足できたと言うぐらいのサービスをやっていただきたいのと、今回の1番の項目の「利用者の平等な利用の確保」の「利用者の苦情処理の体制はあるか」。これは第7回の常任委員会の時の資料から項目が増えていまして、利用者の苦情処理に体制はあるのかという部分が増えたのですが、結構、個人的に緑清荘に対して苦情を言うのではなくて、我々議員とか多分町の方も相当言われていると思うのですが、この体制があるのかという部分に関して、例えば町民の方がそうやって苦情を言ってきた時に、指定管理が決まった上で、そういうことを町から言っていけるのかどうか。その辺のことをちょっと聞きたいのですが。

副町長

もちろん、今までのことは話は別にいたしまして、今後こういった苦情等とかが出てきた場合については、今までもそうしてきたわけですが、担当課の方から責任者に伝えて改善するようにその都度行ってございます。体制はあるけれども直さないという場面もありますので、今後2つの会社の聞き取りにつきましても、体制はあるけれども実施してもらわなければならないと。いわゆるサービスが今までよりも低下してはいけないということを大前提にやっていきたいと思えますので、その辺を注意深く審査していきたいと考えてございます。

池下委員

最近、レストランの苦情とか様々なことを聞きます。一番多く聞かれたのは、温泉の浴場部分の問題。これは昔から私も聞いていますが、商売をやっていく上できれいにしておくというのが最低限当たり前のことだと私は思っているのですが、その辺がちゃんとできていないような感じがすると、町民の方からも良く言われましたし、私もそう思いました。緑清荘のお風呂の入浴のマナーと言うか、そう言うのも悪いという話も聞きますし、客同士で結構もめているという話も聞きます。こういうふうに利用者の苦情処理の体制を謳っているのであれば、例えば、意見箱みたいな物の設置とかを考えてみてはどうかと思います。

副町長

現在も昔からも箱と言うのはございまして、それぞれ書いていただいて投げ込んでいただいて、我々に報告が来ると言うような形になってございます。今後もそれは続けていきたいと思えます。

池下委員

聞くだけじゃなく、しっかりと指定管理者の方に伝えてもらって、より良い緑清荘作りをやっていただきたいと願っておりますので、よろしく願いいたします。

副町長

観光客、それから地元の住民等々は、町の施設という考えの下できておりますので、責任を持って管理者に指導するというスタンスは忘れずにしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長

今回、各委員からそれぞれ選考にあたって、また指定管理者のあり方についてご意見が出てございましたが、先ほど加藤委員からも話があったように、指定管理者の初期の目的と言うのは何かと考えた時に、どうもうちの町ばかりでなく、町の関わりが多すぎるのかなという気がするのです。例えば、先ほどから出ているように、10%以上の利益が出れば50%・50%もらいますよとか。民間企業が努力して利益が出たらその分を返すのが当たり前で、これは産業課が担当だと思っておりますが、利益が出そうになったら民間ですから役員報酬を上げたり、給料を上げたりと何ぼでも調整がきくわけですよ。そういうことを平気で管理もできないのに利益が出たらって、結果しか見ていないわけですよ。そして多く利益が出たら返しなさいと。大体リスク条項なんてもので利益が出たら返しなさいとか、赤字が出たら出しますとか、こういうこと自体が指定管理者の要項にはなじまないのではないかということ、皆さんは言っていると思うんですよ。根本的に民間に任したのだから、やはりサービスを充実してやってくださいよと。赤字になっても町は責任は取りませんよと。利益が出たらうんと取りなさいよと。そういう観点でやらせないと、赤字が出たら見てくれる、利益が出たら持っていられるってなったら、やる人がいなくなるような気がする。今回、今の選考段階でこういうことを言うのはちょっと不謹慎かと思うのですが、根本的に考えないと、やる人が悪さをする気になれば何ぼでもできるんですよ。赤字になれば良いわけだから。赤字になれば出してくれるのだから。黒字になったらお金持っていられるのだから、誰も黒字なんて出さないと思う。この規定自体がおかしいと思う。根本的にそこを直さないと、これはいくら議論してもどうにもならないわけで、あくまでも人は悪いことしないんだという、そういう考えも良いかもしれないけども、間違いなく利益が出そうになったら皆やりますよ。税務署みたいな調査は町ではできないのだから。それで赤字になったら出しますって。やっぱり指定管理者をやらせた以上は責任を持って利益を出してくださいと。儲けてくださいと。そして住民サービスに十分心がけてくださいと。その住民サービスをしているかしていないかに関しては、しっかり行政で管理しますよと。それだけで良いんですよ。風呂の浴槽がきれいだとか汚いだとか、そういうチェックはちゃんとしますよと。それ以外は何ぼ儲けてもらっても結構だと。住民サービスをちゃんとやってくれるなら。そういうのが指定管理者の基本だと思うんだけども。あまりにも細かくやり過ぎていて、それを皆心配していると思うんだよね。今回の基準には間に合わないけれども、これから指定管理者って言うのは、そういう考えも必要ではないのかなと言うことを、各委員さんが言われているような気がするんですけども。その辺はよく理解して欲しいなと思います。各委員の意見も理解して欲しいなと思いますが、いかがでしょうか。

副町長

言い方が悪いですが、ごまかせばごまかせると言うご意見だと思いますが、給料等につきましても、提案させていただいている金額との差額もチェックできますし、その辺は大丈夫かなと思いますけれども、今後参考にさせていただきたいと思います。ただ、町が建てた施設にいわゆる使用料を取らないでただで賃借するわけでございますから、せめて固定資産税とかを払っていただければ一番良いのですが、それもできない部分もありますので、そういった苦慮する部分も状況の中にあるのかなと考えてございます。今、議長がおっしゃった意見も参考にしながら、今後の指定管理者の制度について考慮していきたいと考えておりますので、どうぞご理解いただ

いて、進めさせていただきたいと思います。

加藤委員

選考委員会のメンバーの中に、例えば学識経験だとか町外の人、経営士だとか、税理士だとか、あるいは経営コンサルタントだとか、委員でなくてもそこに参考意見を聞くなり、ある意味では部外者がきちっと判断して、こういう施設の環境ではこういう形でウエイトを置いた方が良いでしょう。失礼な話ですが選考委員が勉強するということもある意味では大切かなと。一言付け加えておきたいと思います。

副町長

その意見につきましても、参考にさせていただきたいと思います。

村島委員長

他に無いですか。無ければ私の方からも一言付け加えさせていただきたいと思います。先日の18日の委員会で齊藤課長にも申し上げておりましたが、今日ここに、議会側と町側の意見交換ができたことをまず喜んでおります。今後の経過につきましては、今、各委員からいろんな意見や要望がたくさん出ました。これを今後の選考にあたって、中身について検討して選考していただきたいとお願いして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

村島委員長

次に、その他。

事務局長

その他については、ございません。

閉会の宣告

村島委員長

無いようですので、第13回産業福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時50分)